

「生涯活躍のまち」構想（中間報告）

日本版 CCRC 構想有識者会議

- ◎ 本中間報告は、日本版 CCRC 構想有識者会議において、「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の基本的考え方や制度化の方向性などについて、8回の審議を経て取りまとめたものである。
- 今後「モデル事業」や「制度化の具体的な内容」などについて更に検討を進め、本年末に「最終報告」を取りまとめる予定である。

1. 「生涯活躍のまち」構想とは

（「生涯活躍のまち（日本版 CCRC¹）」構想が目指すもの）

「生涯活躍のまち」構想は、「東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すものである。

本構想の意義としては、①高齢者の希望の実現、②地方へのひとの流れの推進、③東京圏の高齢化問題への対応、の3つの点があげられる。

（高齢者の希望の実現）

内閣官房の意向調査²によれば、東京都在住者のうち地方へ移住する予定又は移住を検討したいと考えている人は、50代では男性50.8%、女性34.2%、60代では男性36.7%、女性28.3%にのぼっている。こうした中高年齢者においては、高齢期を「第二の人生」と位置づけ、それぞれの人生のライフステージに応じた新たな暮らし方や住み方を求めて都会から地方へ移住し、これまでと同様、あるいは、これまで以上に健康でアクティブな生活を送りたいという希望が強い。また、地方は東京圏に比べて、日常生活のコストが大幅に低いという点で住みやすい環境にある³。「生涯活躍のまち」構想は、こうした大都市の高齢者の希望を実現し、新しい生活をつくり、健康寿命を延ばし、人生を充実したものにするための機会提供を図る取組として、大きな意義を有している。

なお、「生涯活躍のまち」構想は、あくまでも住み替えの意向のある

¹ Continuing Care Retirement Community

² 内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（2014年8月）

³ 第2回日本版 CCRC 構想有識者会議「資料3」：東京と地方のサ高住のコスト比較（粗い試算）

高齢者の希望実現を図る選択肢の一つとして推進するものであり、高齢者の意向に反し移住を進めるものではない。

(地方へのひとの流れの推進)

近年東京圏への人口集中が進む中で、地方創生の観点から、地方への新しいひとの流れをつくることが重要な課題となっており、高齢者の地方移住は、そうした動きの一つとして期待されている。「生涯活躍のまち」構想は、移住した高齢者が地方で積極的に就労や社会活動に参画することにより、地方の活性化にも資することを目指している。地方には、長年にわたって医療介護サービスを整備してきた地域が多く存在している。こうした地域では、人口減少が進む中で、高齢者の移住により医療介護サービスの活用や雇用の維持が図られる点で意義が大きい。

また、東京圏からの移住にとどまらず、地方の高齢者についても、効果的・効率的な医療介護サービスの確保等の観点から、「まちなか居住」や集住化の推進が重要となっている。こうした地方の住み替えにおいても、「生涯活躍のまち」構想の考え方は有用であると言える。加えて、構想の推進に当たっては、増加傾向にある空き家や空き公共施設などの地域資源を活用することにより、地域の課題解決にも資することを目指している。

(東京圏の高齢化問題への対応)

一方、東京圏は今後急速に高齢化が進むこととなる。特に 75 歳以上の後期高齢者は、2025 年までの 10 年間で約 175 万人増えることが見込まれている⁴。その結果、医療介護ニーズが急増し、これに対応した医療介護サービスの確保が大きな課題となってくる。東京圏においては、医療介護人材の不足が深刻化するおそれがあり、このまま推移すれば、地方から東京圏への人口流出に拍車がかかる可能性が高い。

こうした状況下で、「生涯活躍のまち」構想は、地方移住を希望する東京圏の高齢者に対して、地方で必要な医療介護サービスを利用するという選択肢を提供する点で、東京圏の高齢化問題への対応方策として意義があると考えられる。

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」における一都三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の 2015 年から 2025 年までの後期高齢者の増加数の見通し

2. 構想の基本コンセプト

(従来の高齢者施設との基本的な違い)

「生涯活躍のまち」構想は、入居する高齢者像の考え方において、従来の高齢者向け施設・住宅とは大きく異なっている。

第一点は、従来の高齢者施設等は、要介護状態になってからの入所・入居の選択が通例であるのに対して、「生涯活躍のまち」構想では、高齢者は健康な段階から入居し、できる限り健康長寿を目指すことを基本としている。

このため、第二点として、従来の施設等では、あくまでもサービスの受け手として「受け身的な存在」であった高齢者が、「生涯活躍のまち」構想においては、地域の仕事や社会活動、生涯学習などの活動に積極的に参加する「主体的な存在」として位置付けられる。

第三点は、地域社会への開放性である。従来の施設等では、高齢者だけで居住しており、地域社会や子どもや若者などとの交流は限られている。これに対して、「生涯活躍のまち」は、高齢者が地域社会に溶け込み、地元住民や子ども・若者などの多世代と交流・協働する「オープン型」の居住が基本となる。

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加 (支え手としての役割)
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

(入居者に求められる基本理念への理解)

したがって、入居を希望する高齢者は、こうした「生涯活躍のまち」構想の基本理念を十分理解した上で、入居の判断を行うことが求められる。このような観点から、米国の CCRC では、入居希望者は入居前からどのようなコミュニティをつくるかについて意見交換や検討の機会に積極的に参画し、基本理念を理解した上で入居することが基本となっている。

「生涯活躍のまち」構想においても、入居希望者については、構想段階からどのようなコミュニティをつくるかについての意見交換や検討の機会に積極的に参画する機会を提供したり、「お試し居住」などを通じて入居意思を丁寧に確認するプロセスが重要となる。

(7つの基本コンセプト)

こうした基本理念を踏まえ、「生涯活躍のまち」構想は、以下の7つの点を基本コンセプトとすることが考えられる。

(1) 東京圏をはじめ地域の高齢者の希望に応じた地方や「まちなか居住」への移住の支援

東京圏をはじめ大都市の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移住し、「第二の人生」を歩むことを支援する。このため、移住希望者に対しては、地元自治体を中心に、ニーズに応じたきめ細かな支援を展開し、入居・定住にむすびつけることが重要である。

また、本構想は、東京圏等からの移住にとどまらない。今後、人口減少が本格化する地方において、生活利便の向上や医療介護サービスの効果的・効率的な確保の観点から、コンパクトシティの取組などとも組み合わせながら、地方居住の高齢者が「まちなか居住」や集住化により、地域・多世代交流を進めるために近隣から転居する取組としても有用である。

(2) 「健康でアクティブな生活」の実現

健康な段階からの入居を基本とし、高齢者が、健康づくりとともに、就労や社会活動・生涯学習への参加等により、健康でアクティブ（活動的）に生活することを目指す。このため、課題解決型のプランではなく、シニアライフを通じて何がしたいか、どのような人生を送りたいかという「目標志向型」のプランを策定し、PDCAサイクルにより実現を図る。

(3) 地域社会（多世代）との協働

高齢者だけで生活するのではなく、入居者が地域社会に積極的に溶け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献ができる環境を実現する。このためには、居住者や地元住民が交流し活動できる多様な空間を形成することが望まれる。

また、高齢者の「健康でアクティブな生活」や「地域社会（多世代）との協働」を実現するために、ソフト面全般にわたる「運営推進機能」を整備する。

(４)「継続的なケア」の確保

医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保する。このため、地域の医療機関と連携するとともに、要介護状態等になった場合には、居住者の希望に応じて「生涯活躍のまち」内部または地域の介護事業者からの介護サービス提供を確保する。重度になっても地域に居住しつつ介護サービスを受けることを基本とする。

(５) ＩＴ活用などによる効率的なサービス提供

労働力人口が減少する時代の到来を踏まえ、医療介護サービスにおける人材不足に対応するため、ＩＴ活用や多様な人材の複合的なアプローチ、高齢者などの積極的な参加により、効率的なサービス提供を行う。

(６) 居住者の参画・情報公開等による透明性の高い事業運営

事業運営においては、居住する高齢者自身がコミュニティ運営に参画するという視点を重視する。また、事業運営が外部からの確にチェックできるようにするため、基本情報や財務状況のほか、居住者の要介護発生状況や健康レベルなどのケア関係情報などについても積極的に公開する。

(７) 関連法制度による政策支援

関連法制度等や財政支援などによる政策支援を検討する。

3. 構想の具体像

「生涯活躍のまち」構想の具体像を、「入居者」、「立地・居住環境」、「サービスの提供」、「事業運営」の4つの観点から提示する。これらについては、制度の趣旨から一定水準を確保する一方で、地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重することが必要となる。このため、「生涯活躍のまち」構想に求められる要件は、①「共通必須項目」（入居者の安心・安全の確保などの視点から、地域の事情に関わりなく遵守しなければならない共通的な項目）と、②「選択項目」（地方公共団体が地域の特性や希望する地域づくりに沿ったコンセプトとして選択できる項目）に区分される。

（１）入居者

<共通必須項目>

①入居希望の意思確認

- ・入居対象者は、「生涯活躍のまち」構想の基本理念を理解した上で、入居希望の意思が明確な者とする。このため、入居希望の意思を確認する丁寧なプロセスとして、事前の相談や意見聴取、「お試し居住」などの支援策を用意する必要がある。

②入居者の健康状態

- ・入居者は、健康な段階から入居することを基本とする。ただし、要介護状態にある高齢者も排除しない。

③入居者の年齢

- ・入居者の年齢は、原則として65歳以上とするが、40、50代の入居も可能とする。なお、入居者は特定の年齢に偏らず、幅広い年齢構成とすることが、入居後ある時期にケアが一斉に必要な事態を避けるなど持続的安定性の点で望ましい。

<選択項目>

①入居者の住み替え形態

- ・地域によって、入居者の中心を「大都市からの移住者」とするタイプと「近隣地域からの転居者」とするタイプがあり得る。

大都市移住型

or

近隣転居型

②入居者の所得等

- ・ 一般的な退職者⁵（厚生年金の標準的な年金月額 21.8 万円の高齢者夫婦世帯）が入居できる費用モデルを基本としつつ、富裕層も想定した多様なバリエーションも可能とする。

③入居者の出身地、趣味嗜好など

- ・ 入居者の出身地（U ターンなど）を指定したり、趣味嗜好など個人的なニーズに着目して、入居者を募集したりすることも可能とする。

（２）立地・居住環境

＜共通必須項目＞

①地域社会（多世代）との交流・協働

- ・ 高齢者が地域社会に溶け込み、子どもや若者など多世代と交流・協働や地域貢献ができる環境を実現する。このため、地域住民や多世代が交流できる「地域拠点」を整備するとともに、多様な施設・居住空間の形成に留意する。

②自立した生活ができる居住空間

- ・ 高齢者が健康な時から人生の最終段階まで安心して自立した生活が送れるような居住環境を提供するとともに、これまでの人生の継続とプライバシー保護のため、共同生活と個人生活のバランスが取れた生活環境を確保する。

このため、「サービス付き高齢者向け住宅」や、通常の住宅を基礎としつつ、地域全体で見守り等を行う環境を整備する。

③対象地域の入居者の生活等の全般を管理・調整する「運営推進機能」の整備

- ・ 対象地域の入居者の日常生活・ケア・地域交流など生活全般の管理・調整・プログラム開発を担う「運営推進機能」を支える専門人材（コーディネーター）を配置する。

⁵ 高齢者夫婦世帯の年収等の現状・サービス付き高齢者向け住宅のコスト（東京・地方比較）（粗い試算）

- ・ 高齢者夫婦世帯の平均年間収入は、約 460 万円で、世帯数としては 300 万円～400 万円層が最多。また、年収 300 万円～400 万円世帯の平均貯蓄額は約 1770 万円。また、高齢者夫婦世帯の平均貯蓄は 2160 万円であり、4000 万円以上層（92.5 万世帯）・2000～3000 万円層（86.7 万世帯）が太宗を占める。なお、定年退職者の退職金は 2,200～2,400 万円層が最多（約 8%）で、平均額は 1,941 万円。
- ・ 高齢者夫婦世帯の厚生年金の標準的な年金額は、21.8 万円（月額）/261.6 万円（年額）で、この年収層の平均貯蓄額は 1,760 万円。なお、住宅の売却額の平均値（全年代合計・過去 8 年）は、1,100 万円以上。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅のコストは、内閣官房が行った試算によれば、東京では平均約 25 万円である一方、地方（福井、高知、三重（地価が中位に位置する県））では平均約 12.6 万円となり、高齢者夫婦世帯が、サ高住に入居した場合の消費支出は、東京では月 39.5 万円である一方、地方では月 26.9 万円となる。

＜選択項目＞

①立地

- ・地域によって、都市部の「まちなか」に設置するタイプと「田園地域」に設置するタイプがあり得る。

まちなか型

or

田園地域型

②地域的ひろがり

- ・カバーする対象地域のひろがりによって、「タウン型」（地域全体をネットワーク化するタイプ）と「エリア型」（限定的な地域を対象とし、その地域内への集住を想定するタイプ）があり得る。

タウン型

or

エリア型

③地域資源の活用

- ・地域の空き施設や空き家など既存ストックの活用、団地の再生など、地域資源の多様な活用形態が考えられる。

（３）サービスの提供

＜共通必須項目＞

①移住希望者に対する支援

- ・移住希望者に対する情報提供・事前相談・意見聴取・マッチングなどの支援やコミュニティでの生活実態や地域社会の実情を体験する「お試し居住」や「二地域居住」などの支援を行う。

②「健康でアクティブな生活」を支援するためのプログラムの提供

- ・高齢者の希望に応じて、健康づくりや就労、社会活動、生涯学習への参加等によって健康でアクティブに生活することを目指すための「目標志向型」のプランを策定し、各種のプログラムを提供する。

③「継続的なケア」の提供

- ・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を地域の医療機関等と連携して確保する。重度になっても地域に居住しつつ介護サービスを受けることを基本とする。

＜選択項目＞

①就労・社会参加支援サービス等

- ・地域によって、高年齢者のニーズに応じた就労機会の提供、地域の子

育てや学習の支援、地域おこし、環境改善など様々な地域課題に関する活動への参加、地域の大学等との連携による生涯学習の機会提供など、多様な支援サービスの提供が考えられる。

②住み替えサービス

- ・高齢者の現在の居住用資産を、若年層などが買ったり借りたりできるような支援が考えられる。

③その他

- ・医療介護サービスについては、居住者の希望に応じて、内付け（事業主体自身が提供）又は外付け（地域の医療介護事業者が提供）で提供する形態となる。
- ・医療介護人材不足に対応し、IT活用や多様な人材の複合的なアプローチ、高齢者の積極的な参加等により、効率的なサービス提供を目指すことが考えられる。
- ・高齢者が地域に貢献した場合に、医療介護の費用に充てられるポイント（ヘルスケアポイント）を付与する仕組みを検討すべきという意見がある。

（４）事業運営

＜共通必須項目＞

①居住者の事業への参画

- ・居住する高齢者自身がコミュニティ運営に参画するという視点に配慮した事業運営を行う。

②情報の公開

- ・居住者や地域のステークホルダーが事業運営を的確にチェックできるようにするため、当該「生涯活躍のまち」構想に関する基本情報や財務状況のほか、居住者の要介護状態や健康レベルなどのケア関係情報などを公表する。

③事業の継続性の確保

- ・事業の継続性の確保のため、バックオペレーター等を確保することが考えられる。

＜選択項目＞

①多様な事業主体

- ・本構想の普及に当たっては、事業形態や土地・施設の提供主体の特性等に対応し、多様なファイナンス手法を活用することが考えられる。

- ・適切な事業運営を確保する観点から、第三者機関が事業運営を評価することが考えられる。

※事業運営については、共通必須項目の項目が多岐にわたった場合、本構想の普及が進まなくなるおそれもあることから、今後の検討によって共通必須項目から選択項目に移行する項目もあり得る。

4. 制度化の方向性

(制度化する際の対象)

「生涯活躍のまち」構想の制度化にあたっては、まず、制度の対象となる「外縁」を定める必要がある。

高齢者の医療介護や住まいに関しては、既に一般的な制度が整備されている。「生涯活躍のまち」構想は、こうした一般的な制度の上に乗る形で、地方創生の観点から、東京圏をはじめ地域の高齢者が地方や「まちなか」への住み替えを希望する場合の地域の「受け皿」づくりを進めるものとして導入することが考えられる。

上記の趣旨を踏まえると、「生涯活躍のまち」構想を制度化する際の対象は、地元の地方公共団体が、地方創生の観点から「生涯活躍のまち」構想を推進する旨の意思が明確なケースとすることが適当である。

具体的には、今後、地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）に基づき作成する「地方版総合戦略」において、地方への住み替え支援事業として規定されているものを対象とすることが考えられる。これに対し、地方公共団体と関わりなく展開されるもの（中には地元が反対のケースもありうる）は、あくまでも民間ベースの自由な取組として位置づけるべきである。

(国、地方公共団体、事業主体の役割分担と連携)

「生涯活躍のまち」構想の推進に当たっては、国、地方公共団体、事業主体が適切に役割分担を行うとともに、それぞれが連携することが重要である。このため、それぞれの責務や役割を以下のように位置づけることが考えられる。

(1) 国の責務・役割

- ・国は、「生涯活躍のまち」構想に関する検討を進め、その基本方針を策定するとともに、地方公共団体の取組を制度面や財政面などから支援していくことが求められる。

①基本方針の策定

- ・「生涯活躍のまち」の整備に関する基本的な事項等を定めた基本方針を策定する。

②地方公共団体の基本計画の確認・調整

- ・地方公共団体が地域の実情に即して策定した「生涯活躍のまち基本計画（仮称）」について、基本方針に照らして確認・調整を行う。

(2) 地方公共団体の役割

- ・地方公共団体は、地域の特性や強みを活かして具体的な構想を検討し、事業主体や地域関係者と連絡調整・協働して、構想の実現を推進していくことが求められる。また、多様な主体が特性や実績を活かし地域において創意あふれる取組を行うことができるよう、事業主体等に対する多様な支援を実施するなど、民間の活力を引き出す後押しの役割を発揮することが期待される。

①「生涯活躍のまち基本計画（仮称）」の策定

- ・地方公共団体は、地方版総合戦略に「生涯活躍のまち」構想を盛り込んだうえで、地域の実情に即した基本コンセプトを検討し、「生涯活躍のまち基本計画（仮称）」（以下「基本計画」という。）を策定し、国と確認・調整を行う。なお、「基本計画」の検討に際しては、行政のみならず、地域の民間事業主体等と連携し、協議を行うことが望ましい。「基本計画」には、KPIを設定し、PDCAサイクルで検証していくことが求められる。
- ・地方公共団体は「基本計画」の策定に際しては、都道府県が策定している「高齢者居住安定確保計画」や「医療計画」、「介護保険事業支援計画」に影響が及ぶことが想定される。そのような場合には、都道府県の関係計画が整合的なものとなるよう、必要に応じて協議・調整を実施することも想定される。

②事業主体（運営推進法人）の選定

- ・「基本計画」について国と確認・調整をした地方公共団体は、事業の実現に向けて、「生涯活躍のまち」事業の運営推進機能（司令塔機能）を担う事業主体（運営推進法人）を選定する。
- ・地方公共団体は、運営推進法人の選定に際して事業主体に「事業計画」の作成・提出を求めることとする。地域の実情に即して、地方公共団体は、公募して運営推進法人を選定する方法も可能とする。

③運営推進法人に対する指導・監督・支援

- ・運営推進法人に対しては、入居者保護等の観点や「基本計画」、運営推進法人が作成する事業計画に照らして、運営推進法人に対して適切に指導・監督を行うことが求められる。事業計画に記載された内容に反して事業運営が行われる場合には、地方公共団体は運営推進法人の選定を見直すことも可能とする。
- ・併せて、運営推進法人が行う公益的な事業（交流事業、コーディネーターの配置等）については、地方公共団体が必要な支援を行うことが重要である。

(3) 事業主体（運営推進法人）の役割

- ・「生涯活躍のまち」構想の事業運営については、民間企業や医療・社会福祉法人、大学、NPO、まちづくり会社（第3セクター）など多様な事業主体が参画することが想定される。
- ・事業主体は、地方公共団体の基本コンセプトを踏まえ、対象地域の入居者の日常生活・ケア・地域交流など生活全般の管理・調整・プログラム開発を担う運営推進機能とともに、具体的なサービスを提供する。
- ・入居者に対する対応としては、①居住前の対応として、希望者への情報発信や相談、カウンセリングを通じた、お試し居住等移住促進などを行うとともに、②居住後の対応として、目標志向型プラン等を通じ、健康でアクティブな生活を支援するためのプログラム提供や、関係者との協議・調整等により必要なサービスを提供することなどが期待される。地方公共団体の委託を受けて地域包括支援センターの運営や地域支援事業を行い、地域ケアの確保を担うケースも想定される。
- ・また、運営推進法人は、コミュニティづくりを担うことが期待される。コミュニティでのPDCAサイクルを意識しつつ、地域課題・ニーズの収集やイベント・セミナー等の開催、住民の生きがい創出などを行うとともに、住民一人ひとりの課題やニーズについて解決の方向性を示し、課題解決できるようにする役割が期待される。

①「事業計画」の作成

- ・事業主体は、「運営推進法人」の選定を希望する場合、地域の実情に即した「事業計画」を作成し、地方公共団体に提出する。

②関係事業主体との連絡調整

- ・運営推進法人は、自ら一定のサービス（医療・介護・住まい等）を提供することも想定される一方で、他の事業主体と連携して各種サービス・プログラム（教育、スポーツ、社会参加、就労など）を提供することも想定される。他の事業主体から提供されるサービス・プログラムに対しては、運営推進法人が、コーディネート機能を発揮することが求められる。

③コミュニティづくり

- ・運営推進法人の重要な機能であるコミュニティづくりについては、交流拠点の設置やコーディネータ人材の配置が想定される。また、入居者等のコミュニティへの参画、自治的運営の観点から、入居者や事業主体が参画する「運営協議会」を設立・運営することが想定される。

5. 構想実現に向けた支援

(構想の具体化プロセス)

「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた取組としては、まず、地方公共団体が、地域の特性や強みを活かした、構想の基本コンセプトを固め、構想案をとりまとめることが重要である。この構想案に基づき、地方公共団体が適切な事業主体を選定し、事業主体は、構想案に基づく事業計画を策定し、事業化に取り組むこととなる。

具体的には、①検討組織の設置（庁内の部局横断的な検討組織の設置、関連事業者、学校、金融、住民など地域関係者が参加する官民の検討会議の設置など）、②構想のとりまとめ（基本コンセプトを固めて構想案をとりまとめ、構想案に対する関係者からの意見聴取、「地方版総合戦略」に盛り込むなど）、③政策の対象となる区域や事業主体の条件を含む基本計画を策定するなどのプロセスを経ることが望ましい。

その後、事業化に向けた取組として、①事業主体の選定（公募を行うなど）、②事業推進に係る事業計画の策定（事業主体の施設・人材・資金確保・事業内容の検討など）、③入居募集（入居募集、希望者に対する事前説明、意見聴取など）などを行うことが必要であると考えられ、このようなプロセスを経て、事業が開始されることが期待される。

(構想実現に向けた多様な支援)

上記の具体化プロセスを念頭に置き、国は、構想の実現に向けて以下のような多様な支援を展開していくことが求められる。

(1) 既存制度・事業の活用促進

・「生涯活躍のまち」構想については、その基本コンセプトに関連する制度・事業（地方移住・居住支援や、健康でアクティブな生活の実現に向けたソフト面・ハード面の支援、事業運営面の支援）が既に各省庁において実施されている。後述する「構想の具体化プロセスに関する『手引き』の普及・周知」等を通じて、移住相談からソフト面・ハード面の環境整備まで既存の制度等の活用を推進することが求められる。

(2) 構想の具体化プロセスに関する「手引き」の普及・周知

・構想を推進する意向のある地方公共団体の取組を推進していくためには、先進的な参考事例や有識者会議における議論の紹介などを通じ、好事例の横展開を図ることが求められる。また、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)においては、「地方公共団体に対して、日本版 CCRC 構想の検討状況等について必要な情報提供を行い、各地域における早期の事業具体化に向けて、相談や協議を進める」こととされたところである。

このため、構想の具体化プロセスに関する「手引き」を策定し、周知・活用促進を図ることが重要である。この「手引き」は、有識者会議の議論や地方公共団体の意見などを踏まえて、必要に応じて内容の充実などを図り、地方公共団体などにとって更に有意義なものとしていくことが期待される。

(3) 制度化に向けた取組の実施（モデル事業の実施）

・「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」においては、「年末に最終報告を取りまとめ、遅くとも来年度中に、日本版 CCRC 推進の意向のある地方公共団体において、モデル事業を開始する。これにより、東京圏をはじめとする地域の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において、地方大学等における生涯学習や、地域社会との共働、多世代との交流等を通じて健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりの実現・普及を目指す」とされている。

・そのため、まずは、地方公共団体の策定する「地方版総合戦略」に「生涯活躍のまち」構想が盛り込まれており（盛り込まれることが確実なものも含む）、本構想の基本コンセプトに合致した先行的な取組について、今年度中に第 1 次のモデル事業を選定することが考えられる。このモデル事業の取組等を踏まえ、今後の更なる制度的な措置を検討するとともに、来年度にモデル事業の第 2 次選定を実施することが想定される。

(4) 財政的支援（新型交付金）を通じた先駆的な取組の支援

・平成 28 年度において「新型交付金」を創設し、地方創生の深化を図る先駆的・優良な取組を支援する方針が決定されている。この「新型交付金」は、従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題に取

り組む地方を支援する観点から、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせて、具体的な成果目標と PDCA サイクルの確立の下、官民協働や地域間連携の促進、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成等の観点で先駆性のある取組や、地方自らが既存事業の隘路を発見し打開する取組（政策間連携）、先駆的・優良事例の横展開を積極的に支援することとしている。

・「生涯活躍のまち」構想においても、構想の「コア」となる運営推進機能の整備等において、「新型交付金」を活用し、地域に合った構想の実現を支援していくことが考えられる。

（５）介護保険制度における財政調整の見直し

・「生涯活躍のまち」構想の検討にあたり、高齢移住者に係る介護保険制度における住所地特例拡大を求める意見がある。そもそも、介護保険においては、地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則であるが、その場合、介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまい、施設等の整備が円滑に進まないおそれがあるため、特例として、施設に入所する場合には、住民票を移しても、移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み（住所地特例）を設けることとしている⁶。

・有識者会議においてもこの問題について議論を行ったが、住所地特例は、介護費用負担の平準化の機能を有する一方で、介護保険制度上極めて例外的な措置であり、一般住宅まで制度を拡大することは自治体間での責任の「押し付け合い」となって、介護保険制度の安定を揺るがせる恐れがある点に十分留意する必要がある。

・住所地特例拡大に係る意見の真意は、高齢者の移住先自治体の保険財政を安定化させることにあると考えられる。今後高齢者の移住等により地域に高齢者が増加した場合であっても、以下の①移住者の介護リスク、②移住による経済効果、③住所地特例、④財政調整などの効果により、ただちに移住先自治体の負担増につながるものではなく、できる限り高齢者が元気な状態を保ち地域で活躍していただけるようにすることが重要である。

《参考：移住先自治体の財政影響に対する考え方》

① 移住者の介護リスク

移住した高齢者が全員要介護状態となるわけではなく、また、要介護の高齢

⁶ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、今年 4 月から有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も、住所地特例の対象となった。

者の方のうち、特養に入所するのは受給者全体の1割程度。

② 移住による経済効果

高齢者が移住した場合、地域消費喚起、税収増、保険料増等の収入増が見込まれ、支出増の要素となるのは、高齢期に至り高齢者の医療・介護ニーズが高まった場合となる。

③ 住所地特例

高齢者の方が高齢者向けの施設（サ高住、有料老人ホーム、特養等）に移住した場合は、住所地特例により移住元の自治体が費用負担を担うルールなので、移住先の自治体の費用負担を考慮することになるのは、在宅への移住で、医療・介護が必要となった場合に限られる。

④ 介護費用の負担

介護費用の負担は、全体の5割を公費（税金）で負担しており、地方負担分（都道府県12.5%、市町村12.5%）は地方交付税で措置される。また、残りの5割のうち28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国でプールして各保険者に分配しており、残りの22%を65歳以上の方が1号保険料として負担している。第1号保険料は、調整交付金により、保険者ごとに後期高齢者の加入割合と被保険者の所得水準の違いによる格差を是正している。

・このような結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間には、現時点では相関関係がほとんどみられないものの、今後特に年齢が高い高齢者の方が多くなる地域においては、今よりきめ細かい財源配分を行う対応が必要となることが考えられる。

具体的には、特に年齢が高い高齢者が多い自治体によりきめ細かく配分できるよう、現行の調整交付金の配分効果を検証しつつ、次期制度改正に向け調整交付金の配分方法を見直すことが考えられる。

（6）中古住宅の流通の促進

・中古住宅市場の活性化を通じて、住み替えの円滑化を図ることが必要である。

このため、リフォームによる長期優良住宅化を含めた既存住宅の質の維持・向上を図るとともに、建物評価実務の改善、建物検査（インスペクション）や住宅瑕疵担保保険の普及等を通じた中古住宅の質に対する安心の付与、不動産に係る総合情報システムの整備等による適時適切な情報提供等を推進することにより、中古住宅の市場環境整備を早急に進めることが重要である。

特に空き家等については、空家対策特別措置法に基づく市町村の対策計画の策定・実施等を支援するため、空き家等の除却・活用に対する支援を強化するとともに、住生活基本法に基づく住生活基本計画の見直しにおいて、空き家の今後の見通しや活用策を検討することが求められる。

(7) 政策的支援の検討

・「生涯活躍のまち」構想を推進する観点から、現行の補助金や税制優遇、関連制度のほかに、地方創生特区、制度改正、移住・住み替え支援策等の更なる支援策の在り方についても、検討を進めていくこととする。

6. 「最終報告」に向けた今後の検討

「生涯活躍のまち」構想については、今回提示した「中間報告」に対する各界の意見や地方の動向等を踏まえ、最終報告に向けて更に検討を加えることとする。

残された主要課題としては、モデル事業や制度化の具体的な内容の検討があげられる。モデル事業については、他の地方公共団体の模範となりうるような一定の熟度のある事例を選定できるよう、検討を進めていくことが必要である。制度化の具体的な内容については、今回示した制度化の方向性に沿って、各省庁などと連携しながら、今後さらに検討を進めていくこととしたい。